

今月の情報

健康サポート薬局の施行等について

健康サポート薬局の施行等に関して、平成28年2月12日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第19号。以下「改正省令」という。）及び規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成28年厚生労働省告示第29号。以下「基準告示」という。）とその施行通出が公布・発出され、薬局機能情報提供制度実施要領の改正通知並びに健康サポート薬局に係る研修実施要綱（以下「実施要綱」という。）が発出されました。本稿では、その概要について解説します。

はじめに

健康サポート薬局は、平成27年9月に取りまとめられた「健康サポート薬局のあり方について」（「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」報告書。）の内容を踏まえ、「かかりつけ薬局・薬剤師の基本的な機能に加えて、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局」を「健康サポート薬局」として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上に位置づけるものです。薬局は、基準告示に定める基準を満たし、都道府県知事等に届け出ることにより健康サポート薬局の表示を行うことができ、薬局機能情報提供制度（図）により公表されることとなります。また、健康サポート薬局と表示するには、薬局の業務体制や設備等を基準告示に適合させることが、薬局開設者の遵守事項となりました。

改正省令について

1. 健康サポート薬局の表示、届出

健康サポート薬局の表示を行うときは、あらかじめ、基準告示に適合することを薬局所在地の都道府県知事（保健所設置市又は特別区の区域にある場合には、市長又は区長。）（以下「都道府県知事等」という。）に届出を行います。今般の改正で、薬局開設許可申請書に「健康サポート薬局である旨の表示の有無」が追加されました。また、届出においては、その薬局が告示基準に適合するものであることを明らかにする書類（以下「届出書添付書類」という。）を提出します。

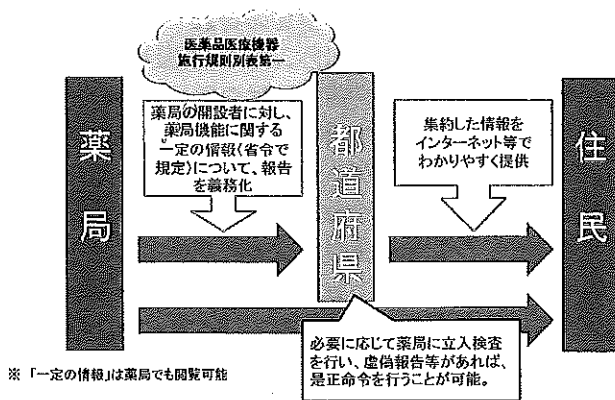
また、健康サポート薬局の表示を取りやめる場合には、変更の届出を行う必要があります。なお、都道府県知事等は、基準告示に適合していることにつき、一斉監視指導、許可更新調査等の立入検査時等に適宜確認を行うこととしています。

健康サポート薬局の施行は平成28年4月1日ですが、届出は同年10月1日以降となっています。

2. 健康サポート薬局の公表等

健康サポート薬局の創設に伴い、都道府県の薬局機能情報制度により健康サポート薬局の公表を行うこととなりました。したがって、健康サポート薬局の表示の有無は、薬局開設者が薬局所在地の都道府県知事に報告等を行わなければならない事項とされました。薬局開設者は、健康サポート薬局である旨を表示するときを含め、表示の有無に変更が生じたときは、速やかに、その薬局の所在地の都道府県知事に報告等を行わなければなりません。

健康サポート薬局の表示の届出を受けた都道府県知事は、これを確認した後、速やかに公表します。公表にあたっては、その薬局を検索できるようにすること、実施している健康サポートの具体的な内容



厚生労働省資料

図 薬局機能情報制度の概要

を掲載したホームページアドレスを記載することなどが望ましいとしています。

基準告示について

健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局が満たすべき基準として、かかりつけ薬局の基本的機能及び健康サポート機能に関し、それぞれ基準が設けられ、留意事項が示されました。なお、かかりつけ薬局の基本的機能については、健康サポート薬局以外の薬局も参考にするよう求められていることに留意して下さい。

1. かかりつけ薬局としての基本的機能

(1) かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制

患者が、調剤された薬剤に関する情報提供及び薬学的知見に基づく指導（以下「薬剤に関する情報提供及び指導」という。）等を一元的かつ継続的に行うかかりつけ薬剤師を選択できることとし、患者がかかりつけ薬剤師を選択した際には、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記載します。また、薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表を薬局内で提示する等、患者がかかりつけ薬剤師の勤務状況を容易に把握できる体制を整備します。これらの業務については、薬局の業務実態を踏まえて、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）第1条第2項第3号の規定に基づき作成することとされている手順書（以下「省令手順書」という。）に記載して実施します。

以降の項目においても省令手順書に記載して実施することとされているものがありますが、届出に当たっては、これらの事項に関することを記載した省令手順書を提出します。また、薬剤師の勤務表の提示状況が確認できる書類についても、届出添付書類として提出します。

(2) 服薬情報の一元的・継続的把握

患者が受診している医療機関を全て把握し、患者に使用された医薬品及び服用している医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「要指導医薬品等」という。）を含む。）を一元的かつ継続的に把握して、薬剤服用歴に記載します。これらの業務については、省令手順書に記載して実施します。

(3) 服薬指導及び副作用等のフォローアップ

患者又はその家族等から残薬の状況を確認し^{※1}、残薬がある場合には、使用期限等を確認した上で調剤する医薬品の量を減量する等、残薬解消に取り組むとともに、残薬が生じる原因を聴取して患者への服薬指導や医師へ疑義照会の上、薬剤の変更等に対応し、服薬状況、服薬期間中の体調変化（特に重大

な副作用発現のおそれがある医薬品については、副作用に係る自覚症状の有無及び症状）を毎回確認し、都度必要に応じて確認・指導内容を見直して^{※2}薬剤に関する情報提供及び指導を実施し、薬剤服用歴に記載します。これらの業務については、省令手順書に記載して実施します。副作用に係る自覚症状の有無確認に当たっては「重篤副作用疾患別対応マニュアル」（厚生労働省）等を、重大な副作用発現のおそれがある医薬品の指導に当たっては「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」（日本薬剤師会）等を参考とするとともに、必要に応じて患者向医薬品ガイド等を活用します。

- ※1 患者が残薬を入れ薬剤師が確認する袋を配布し、残薬を確認する取組が推奨される。
- ※2 定期的に副作用の発現状況の確認等を行うため分割して調剤すること、患者に電話をする等により患者の服薬状況や体調変化等を確認するといった取組がより積極的な例として推奨される。

(4) お薬手帳の活用

お薬手帳の意義及び役割等[※]を患者に説明してその活用を促すとともに、医療機関や薬局を利用する際にお薬手帳を提示すること、医薬品の服用時に気付いた体の変化等を記録すること、自身で購入した医薬品についても記入することなど、適切な利用方法を指導し、複数所持している場合には、意向を確認の上でお薬手帳の集約に努めます。これらの業務については、省令手順書に記載して実施します。

また、お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導に当たっては、資料を用いて十分に説明し、届出添付書類として説明資料が確認できる書類を提出します。

- ※「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）参照。

(5) かかりつけ薬剤師・薬局の普及

初回来局時等に、薬剤師による薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理の他、かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割（表1）と適切な選び方を説明した上で患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促し、その実施内容を薬剤服用歴に記載します。これらの業務については、省令手順書に記載して実施します。説明にあたっては、適切な資料を用いることとし、届出添付書類として資料が確認できる書類を提出します。

患者がかかりつけ薬剤師を持っている場合には、次回、処方箋を交付された際等にも、かかりつけ薬剤師のいる薬局を利用してもらえるよう伝えます。また、自局以外をかかりつけ薬局としている患者に薬剤を交付する場合には、患者の意向を確認の上、薬局間での情報共有、お薬手帳への記入、自局で提

供した薬剤情報提供文書のかかりつけ薬剤師・薬局への提示を指導することなどにより、かかりつけ薬剤師・薬局に適切に協力することが望ましいとしています。

表1 かかりつけ薬剤師の意義及び役割

- ①薬剤服用歴や服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的・継続的に把握することで、複数診療科受診の場合でも多剤・重複投薬等や相互作用が防止され、薬の副作用や期待される効果の継続的な確認が受けられる。
- ②在宅療養においても、行き届いた薬学的管理及び指導が受けられる。
- ③過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれ、薬について不安なことがあれば、いつでも電話等で相談できる。
- ④薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止され、残薬が解消される。

(6) 24時間対応

開店時間外であっても患者からの電話相談等に対応し、かかりつけ薬剤師を選択した患者に対しては当該かかりつけ薬剤師（対応できない時間帯がある場合には当該かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。）が対応し（必要に応じて開店時間外に調剤を行うことも含む。）、薬剤服用歴に記載します。これらの業務については、省令手順書に記載して実施します。

かかりつけ薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等（近隣薬局と連携体制を構築している場合は、その薬局の所在地、名称、連絡先等電話番号等を含む。）について、事前に患者又はその家族等に説明の上、文書（薬袋に記載されている場合を含む。）により交付します。届出添付書類として、この文書が確認できる書類を提出します。

(7) 在宅対応

直近1年間に、在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が必要です。届出添付書類として、薬剤服用歴や薬学的管理指導計画書の写し等、在宅対応の実績が確認できる書類を提出します。

(8) 疑義照会等

患者の情報に基づき医療機関に対して疑義照会を行い、必要に応じて副作用その他の服薬情報の情報提供*及びそれに基づく処方提案に適切に取り組み、薬剤服用歴に記載します。これらの業務については、省令手順書に記載して実施します。また、医療機関に情報提供する文書の様式を作成し、届出添付書類として様式が確認できる書類を提出します。医薬品の安全性等の情報については、例えば、医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）を活用することにより、最新情報を入手するよう努

めます。

※患者が用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況のほか、服薬期間中の体調の変化等に関する情報を医療機関へ提供する。患者に自覚症状がある場合には、それが副作用によるものか否かに関する分析結果も含めて情報提供する。なお、患者の自覚症状の分析に当たっては、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」（厚生労働省）等を参考とすることが望ましい。

2. 健康サポート機能

(1) 地域における連携体制の構築

①受診勧奨

要指導医薬品等の使用及び健康の保持増進に関する相談に適切に対応し、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行います。相談を受けた場合は、かかりつけ医や健診を受けている医療機関の有無を確認し、了解を得た上で、かかりつけ医や健診受診の医療機関の医師等に連絡を取り、連携して対応することが求められます。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などに、かかりつけ医と連携して状況を確認し、適切に受診勧奨します。

これらの業務は、その手順を明確にし、薬局の業務実態を踏まえて、健康サポートを実施する上での業務に係る手順書（以下「健康サポート業務手順書」という。）に記載して実施します。以降の項目においても健康サポート業務手順書に記載して実施することとされているものがありますが、届出に当たっては、これらの事項に関することを記載した健康サポート業務手順書を提出します。

なお、「健康サポート業務手順書」は、省令に基づくものではないため、施行通知の上では前述の「省令手順書」と区別されています。ただし、健康サポート業務手順書に記載すべき事項については、省令手順書の中に記載することでもよいとされています。

②連携機関の紹介

健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組み（表2）、健康サポート業務手順書に記載して実施します。

表2 連携機関紹介の取組例

- 特定健診及びがん検診等の健診を受けていない薬局利用者に対する保険者や市区町村の相談窓口の紹介
- 肝炎等の特定疾患の公費負担に関する、都道府県又は市区町村の相談窓口の紹介
- 介護サービスに関する市区町村の相談窓口や地域包括支援センターの紹介
- 認知症の疑いがある場合のかかりつけ医への受診勧奨や地域包括支援センター等の紹介

③連携体制の構築とリストの作成

健康の保持増進に関する相談に対する薬局の取組内容や紹介等を行うことを医療機関その他の連携機関にあらかじめ説明し、了解を得て（地域の職能団体を通じて行うなども考慮する。）、その旨を記録します。紹介先については、表3の内容を記載したリストを作成し、薬局において常に確認できる体制を整備し、届出添付書類としてリストが確認できる書類を提出します。なお、円滑な連携と薬局の取組周知の観点から、求めに応じてリストを医療機関その他の連携機関に提供するようにします。また、地域包括ケアシステムの一員としての役割を発揮するため、地域ケア会議[※]に積極的に参加することが望ましいとしています。

表3 リストの記載内容

- ①地域の医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれている。
- ②医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式である。
- ③薬局から医療機関その他の連携機関への連絡手段、紹介方法等を具体的に盛り込むことが望ましい。
- ④リスト作成に当たっては、日常生活圏域（例えば中学校区）の医療機関その他の連携機関が網羅的になるよう努め、特定の医療機関その他の連携先に限定しない。

※地域包括ケアシステム実現のため、地域の实情にそった課題を把握し、解決していく手段を導き出すため、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議で、介護保険法に規定されている。

④連携機関に対する紹介文書

受診勧奨又は紹介を行う際、薬局利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に表4の内容を記載した紹介文書により提供します。これは、健康サポート業務手順書に記載して実施し、届出添付書類として紹介文書の様式が確認できる書類を提出します。

表4 紹介文書の記載内容

- ・紹介先に関する情報
- ・紹介元の薬局・薬剤師に関する情報
- ・紹介文書を記載した年月日
- ・薬局利用者に関する情報
- ・相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報
- ・紹介理由
- ・その他特筆すべき事項

⑤関連団体等との連携及び協力

地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他各種事業等(表5)

に積極的に参加します。届出添付書類として、事業等の参加実績または参加予定が確認できる資料（事業概要、参加人数、場所、日時、薬剤師の参加内容などが分かるもの）を提出します。

表5 推奨される取組例

- 地域の職能団体による健康の保持増進の住民向けイベント等の開催協力
- 学校等を通じた児童生徒や高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等
- 老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等
- 地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント

(2) 常駐する薬剤師の資質

健康サポート薬局には、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師（以下「研修修了薬剤師」）の常駐が義務付けられました。一定の実務経験としては薬局薬剤師の経験が5年以上あること、研修提供者は研修修了証を発行する際にこれを確認すること、修了証には有効期限を設けることとされました。研修修了薬剤師は、かかりつけ薬剤師としての役割が果たせるよう当該薬局で業務を行っている薬剤師であり、研修修了後も健康サポートに関する知識の習得、認定や研修を積極的に受けるなど自己研鑽に努めることが求められます。届出添付書類として、有効な研修修了証及び勤務体制が確認できる資料を提出します。

(3) 設備

薬局利用者が要指導医薬品等や健康食品等について相談しやすい環境をつくるために、パーティション等で区切るなど、個人情報に配慮した相談窓口を設置していることとされ、届出添付書類としてこれを確認できる写真等の資料を提出します。

(4) 表示

①薬局の外側

健康サポート薬局である旨や、要指導医薬品等や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を見えやすい場所に掲示します。掲示に当たっては、「厚生労働省基準適合」を併せて表示しても差し支えないとしています。届出添付書類として、掲示予定のものが確認できる資料を提出します。

②薬局の内側

健康サポートの具体的な内容（例えば、健康相談などの具体的取組内容、実施日）を分かりやすく提示することとし、当該薬局のホームページ等でその

表6 要指導医薬品等の基本的薬効群

薬効群名	薬効群名
かぜ薬（内用）	その他の滋養強壮保健薬
解熱鎮痛薬	婦人薬
催眠鎮静薬	その他の女性用薬
眠気防止薬	抗ヒスタミン薬主薬製剤
鎮うん薬（乗物酔防止薬、つわり用薬を含む。）	その他のアレルギー用薬
小児鎮静薬（小児五疳薬等）	殺菌消毒薬（特殊絆創膏を含む）
その他の精神神経用薬	しもやけ・あかざれ用薬
ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬	化膿性疾患用薬
制酸薬	鎮痛・鎮痒・取れん・消炎薬（パップ剤を含む）
健胃薬	みずむし・たむし用薬
整腸薬	皮膚軟化薬（吸出しを含む）
制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの	毛髪用薬（発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等）
胃腸鎮痛鎮けい薬	その他の外用薬
止瀉薬	一般点眼薬、人口涙液、洗眼薬
瀉下薬（下剤）	抗菌性点眼薬
浣腸薬	アレルギー用点眼薬
強心薬（センソ含有製剤等）	鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬
動脈硬化用薬（リノール酸、レシチン主薬製剤等）	口腔咽喉薬（せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む）
その他の循環器・血液用薬	口内炎用薬
鎮咳去痰薬	歯痛・歯槽膿漏薬
含嗽薬	禁煙補助剤
内用痔疾用剤、外用痔疾用剤	漢方製剤、生薬製剤（他の薬効群に属さない製剤）、生薬主薬製剤
その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬	消毒薬
ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB2主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤、ビタミンC主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤、ビタミンB2B6主薬製剤、ビタミンEC主薬製剤、ビタミンB1B6B12主薬製剤、ビタミン含有保健薬（ビタミン剤等）、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤	殺虫薬

内容を紹介すること、薬剤師の氏名や名札等に研修修了薬剤師であることを付すこと（例えば「健康サポート薬剤師」）が望ましいとしています。届出添付書類として、掲示予定のものが確認できる資料を提出します。

(5) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

①要指導医薬品等の取扱い

薬局利用者が、要指導医薬品等、介護用品及び衛生材料等を適切に選択できる供給機能及び助言を行う体制を有し、要指導医薬品等については、基本的な薬効群（表6）を原則としつつ地域の実情に応じて供給し、薬効群は(独)医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システム (<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/otc-search/>) に記載されているものであることとされました。また、かかりつけ医との適切な連携や受診勧奨の適正な運営を行えるよう、健康サポート業務手順書に、受診勧奨する場合（表7）について記載して実施することとし、これらが実施できない場合は、健康サポート薬局である旨の表示を取りやめることとされました。届出添付書類として、要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト並び

に衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リストを提出しますが、要指導医薬品等については、薬局利用者が自ら選択でき、基本的な薬効群が網羅されていることが分かるよう工夫し、基本的な薬効群以外の薬効群の医薬品については、記載しなくても良いとしています。

表7 受診勧奨する場合について

○医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合
○かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合
○定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合
○状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合
○要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合

(6) 開店時間

地域の実情に応じて平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局し、平日は、午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上開局していることが望ましいとしています。届出添付書類として、開店し

ている営業日、開店時間を記載した文書を提出します。

(7) 健康サポートの取組

健康サポートに関する取組の内容（受診勧奨及び紹介の実施内容を含む。）を記録し、3年間保存します。具体的な取組として、単に相談を応需するだけでなく、薬の相談会の開催や禁煙相談、健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組、医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催、管理栄養士と連携した栄養相談会の開催などを月1回程度実施することが推奨されています。届出添付書類として、対応内容の記録やこれらの取組の実績が確認できる資料（取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの）を提出します。

また、取組の周知として、地域の薬剤師会等での学術大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載、関連学会への発表や学術論文の投稿、健康増進に関する情報発信を目的としているホームページ[※]や地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信が推奨され、国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布により、啓発活動に協力していることが求められます。届出添付資料として、これらの取組の概要やポスターやパンフレットが確認できる資料を提出します。

※例として、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とし、運動、食生活、禁煙の3分野を中心に具体的なアクションの呼びかけを行っている厚生労働省の国民運動である「スマート・ライフ・プロジェクト」のホームページ（<http://www.smartlife.go.jp/>）等における情報発信が挙げられています。

3. その他

(1) 取組実績の確認

基準告示に定められた取組について、過去1年間の実績があることが確認できるようにし、その資料を保存することとしています。

(2) 現に健康サポート薬局の表示がある場合の取扱い

施行時点で既に「健康サポート薬局」である旨の表示をしている薬局は、施行日から起算して1年間是从前の表示ができるとされています。健康サポート薬局である旨の表示とは、「健康」と「サポート」の両方が入っている名称・呼称を指します。1年のうちに基準を満たさない場合は、継続して表示が行えません。

健康サポート薬局に係る研修について

基準では、健康サポート薬局の人的要件として、所定の研修を修了し、5年以上の薬局での実務経験

を有する薬剤師が常駐することとされています。その研修のあり方について、「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」報告書の内容を踏まえて、健康サポート薬局に係る研修（以下「本研修」という。）の実施要綱が定められました。

1. 実施機関について

実施要綱に示す事項を満たした実施機関（以下「研修実施機関」という。）が実施する研修のみが認められるとされ、研修実施機関並びに講師について要件が示されました（表8）。また、研修実施機関は、ホームページで研修受講者を広く募集する等研修を公開で行うこと、研修受講者の氏名、研修内容等について、適切に記録、保存することが求められます。

表8 研修実施機関・講師の要件

- 実施要綱に示す事項を適切に満たすことができる法人であり、個人は認められない。
- 本研修の責任者、運営体制、研修実施形式、内容、時間数、内部評価体制、研修修了証交付等に関する実施要領を定める。
- 実施要領の作成にあたり、教育、学術等関係者等の参画を求め、本研修の実施体制の客観性を十分に確保する。
- 個人情報保護のための措置を適切に講じている。
- 講師は、実施する研修内容に関する専門的な技術・知識を有する者とする。

2. 研修の内容等について

本研修は、健康サポート薬局の基本理念をはじめ、患者又は薬局利用者の訴えや状態に合わせた対応及び地域の実情に合わせた多職種連携を適切に実施できる能力の養成を目的とした「技能習得型研修」と、地域住民からの相談対応のために必要な要指導医薬品等や健康食品等に関する知識、地域の医療・保健等のサービスに関する知識、地域住民の健康な生活を支援するために必要な知識等の習得を目的とした「知識習得型研修」により構成されます（表9）。技能習得型研修は講義及び演習（グループ討議形式）、知識習得型研修は講義（eラーニングも可）により行うこととされており、研修項目、時間数などが定められています。

なお、技能習得型研修の「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」については、自らが勤務等する薬局の所在地域の地域包括ケアシステムに係る研修を受講することとされています。

3. 修了証の発行等

研修実施機関は、受講者がすべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了し、かつ薬局において薬剤師として5年以上の実務経験があることを確認した上で、研修修了証（有効期限は発行から6年間）を交付します。有効期限の2年前から有効期限までの間に研修を再履修・修了した場合には、研修修了

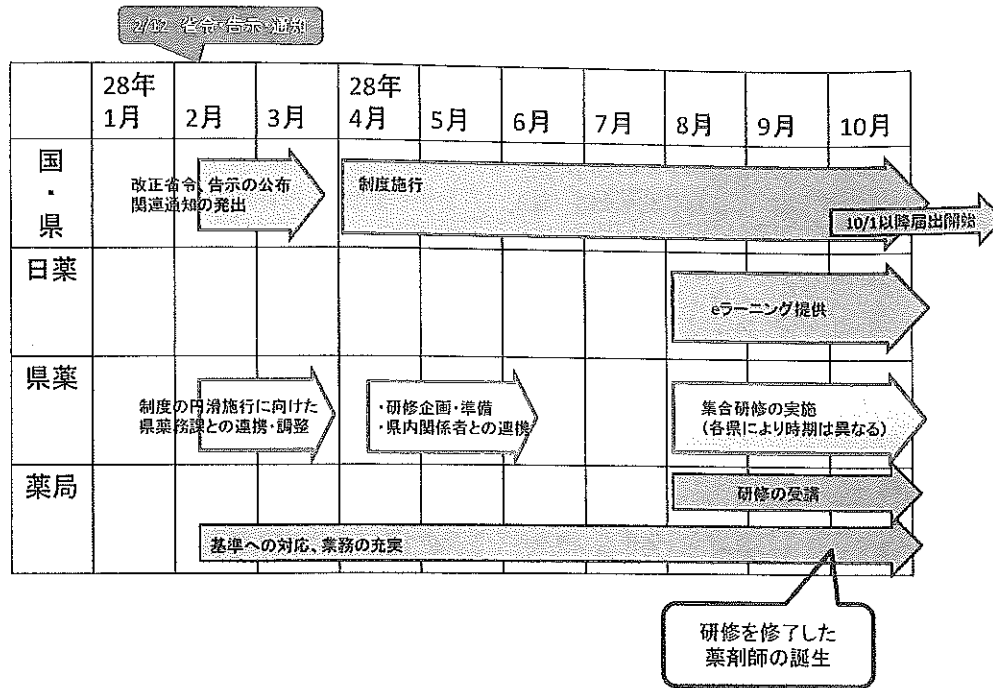
表9 研修の概要

研修項目		学ぶべき事項	時間
技能習得型研修	健康サポート薬局の基本理念	1. 健康サポート薬局の概要（理念、各種施策・制度、背景等） 2. 健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習	1
	薬局利用者の状態把握と対応	1. 薬局利用者の相談内容から適切に情報を収集し、状態、状況を把握するための演習 2. 薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応を行うための演習	4
	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	1. 地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状 2. 地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を發揮するための各職種・機関との連携に関する演習	3
知識習得型研修	地域住民の健康維持・増進	1. 健康増進施策の概要（健康日本21、国民健康・栄養査の概要等） 2. 健康診断の概要（がん検診、特定健康診断を含む。） 3. 健康づくりの基準の概要（「健康づくりのための身体活動基準2013」、「健康づくりのための睡眠指針2014」、「食生活指針」、「食事バランスガイド」等）	2
	要指導医薬品等概説	1. 薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定 2. 要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む。）等 3. 薬局利用者の個々の訴え別に、適切に情報を収集し状態、状況を把握するための知識（病態生理学、薬理学等） 4. 要指導医薬品等に関する情報収集の方法（PMDAメディアナビ等）	8
	健康食品、食品	1. 特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度の概要 2. 健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用 3. 健康食品の最新情報 4. 健康食品に関する適正使用と情報提供 5. 健康食品、食品の情報収集・評価の手法	2
	禁煙支援	1. 喫煙の健康影響（症状、疾患等） 2. 薬剤師が行う禁煙支援の方法 3. 禁煙の薬物治療	2
	認知症対策	1. 認知症関連施策（認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等）の概要及び薬剤師の役割 2. 認知症の早期発見・早期対応に関する薬剤師の取組 3. 認知症の薬物治療	1
	感染対策	1. 標準予防策の概要 2. 季節ごとに流行する代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法 3. 流行している感染症情報の収集方法 4. 代表的な予防接種の意義と方法 5. 代表的な消毒薬の使用法（用途、使用濃度及び調製時の注意点）	2
	衛生用品、介護用品等	1. 衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法 2. 衛生材料・介護用品に関する情報収集の方法 3. 介護保険サービスにおける介護用品の提供方法	1
	薬物乱用防止	1. 依存性のある主な薬物、化学物質（飲酒含む）の摂取による健康影響 2. 覚醒剤、大麻、あへん、指定薬物等の乱用防止に関係する法律の規定 3. 薬物等の依存・乱用防止、過量服薬対策や自殺防止における薬剤師の役割 4. 地域における精神・福祉・保健センターの役割	1
	公衆衛生	1. 日用品などに含まれる化学物質とその危険性の摂取による健康影響 2. 誤飲や誤食による中毒の対応 3. 学校薬剤師の位置づけと業務 4. 食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法	1
	地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1. 地域包括ケアシステムの概要（理念、各種施策・制度、背景等） 2. 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組の現状	1
	コミュニケーション力の向上	1. 来局者への応対、相談対応等の接遇	1

証の有効期限を6年間延長することができます。また、一度研修修了証（無効のものを除く。）の交付を受けた者に対しては、知識習得型研修の「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で修了証を再発行できますが、その

他の研修内容についても再履修を促すことが望ましいとしています。なお、本研修が実施要綱を満たしていないことが判明した場合は、当該研修実施機関が発行した研修修了証は過去に遡及してすべて無効となります。

表10 研修実施スケジュール



4. 研修の第三者確認について

研修実施機関は、研修実施要領及び研修内容について、厚生労働省が指定する第三者機関（以下「指定確認機関」という。）に届け出て確認を受ける必要があります。確認後も毎年度確認を更新しなければなりません。指定確認機関には公益社団法人日本薬学会が指定され^{*}、平成28年4月1日より確認事業が開始されました。第三者確認の申請及び更新にあたっては、指定確認機関が定める提出書類、提出方法、提出先等に従います。なお、指定確認機関による確認前の技能習得型研修について、指定確認機関の確認を受けた内容と同等であるものは、実施要綱を満たした研修とみなされます。

日本薬剤師会では、公益財団法人日本薬剤師研修センターとの合同により研修実施機関として届出を行うこととし、準備を進めています。研修の実施にあたっては、「健康サポート薬局に係る研修委員会」を本会に設置して研修の企画・運営の決定を行います。知識習得型研修についてはeラーニングにより行う予定です。また、集合研修による実施が必要な技能習得型研修については、都道府県薬剤師会の協力を得て実施していきます（表10）。今後、本誌や本会ホームページ等で研修について案内いたします。また、技能習得型研修（集合研修）の開催については、都道府県薬剤師会からの案内にも留意してください。

^{*}健康サポート薬局に係る研修の第三者確認の実施機関について（平成28年3月15日 薬生発0315 第2号）

おわりに

健康サポート薬局は、かかりつけ薬局・薬剤師の基本的な機能に加えて、地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局であり、地域包括ケアシステムの中で多職種と連携して、地域住民の相談役としての役割を果たすことが求められます。基準告示に定める基準を満たし、都道府県知事等に届け出ることにより、健康サポート薬局の表示を行うことができ、薬局機能情報提供制度により公表されることとなります。これは、健康サポート薬局であること、その基準を満たすこと自体を目的としたものではなく、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していくために、安心して立ち寄りやすい身近な健康サポート薬局として活動できるようにするためのものです。多くの薬局が取り組んでいけるよう、本会としても研修を始め必要な支援策を講じていくこととしています。